Yushiro

ユシログループ
ビジネス・コンダクト・ガイドライン

－ユシログループ企業行動指針－

2026年10月　改訂版

株式会社ユシロ

ユシログループの皆様へ

ユシログループは、「共々の道」という創業当時から脈々と受け継がれてきた企業理念及びこれを具体化した「ユシログループ企業行動憲章」のもと、国内外の各拠点において事業活動を行い、取引先・株主・コミュニティー及び従業員などすべてのステークホルダーの皆様から信頼されるグローバル・カンパニーを目指しております。

これを実現するためには、各拠点で働くユシログループの社員の皆様が各国・地域の法令を遵守することはもちろん、ユシログループ及び所属会社の規定を守り、かつその国・地域の社会倫理に則った行動をとることが重要です。また、グローバルに事業を展開する上で、人権の尊重を含めた国際的な行動規範を守ることも不可欠です。

「ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン」は、ユシログループの企業理念、企業行動憲章およびそれらに基づく行動基準をユシログループ社員の皆様に正しく理解し、実践いただくための指針になるものであり、ユシログループの役員を含む全社員を対象に共通して適用されるものです。内容を理解した上で、様々な局面で誠実な判断、公正な行動が行えるよう、皆様の具体的な行動指針として活用してください。

本ガイドラインを基礎とし、これからも、ユシログループ一丸となって、真のグローバル・カンパニーへ進化し続けていきましょう。

株式会社ユシロ
代表取締役社長　CEO　有坂　昌規

ユシログループ企業理念
Philosophy

共々の道

The Way of Mutual Progress

社　是
Motto

1. 独自の風格ある製品

Distinctive products

2. 間口よりも奥行きのある研究

Profound technology: Thorough and extensive research rather than broad and shallow knowledge

3. 進歩は常に需要と共に

Progress always attuned to demand

ユシログループ企業行動憲章

（制定 2008 年 3 月 25 日）

1. お客様の満足

お客様の役に立つ製品、サービスを安全や環境に配慮して開発し提供することでお客様の満足（CS）を獲得します。

2. 公正な企業活動

公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3. 情報開示

株主はもとより全てのステークホルダーに対し適時適正に企業情報を発信し、コミュニケーションを行います。また、開示情報の信頼性を保証するため内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用します。

4. 従業員の尊重

従業員の人間性を尊重するとともに、安全でいきいきと働ける環境を確保しゆとりと豊かさを実現します。

5. 環境保全への貢献

環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の条件であることを認識し、積極的に行動します。

6. 社会貢献活動

会社は地域社会の一員であることを自覚し「良き企業市民」として広く社会貢献に努めます。

7. 反社会勢力との関係遮断

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、経済的な利益を供与しません。

8. グローバル経営

国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する活動を行ないます。

9. 役員・幹部社員の責務

役員および幹部社員は、本憲章の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、万一本憲章に反するような事態が発生したときは原因究明、情報開示にあたり、自らを含めて責任を明確にして、再発防止を徹底します。

ユシログループ・ビジネス・コンダクト・ガイドライン
−ユシログループ企業行動指針−

Ⅰ お客様の満足 P.05

1. ユシログループ品質方針
2. 安全な製品の提供
3. 製造物責任

Ⅱ 職場環境とルール P.06

1. 人権尊重と差別禁止
2. ハラスメントの禁止
3. 労働安全衛生関連法令の遵守
4. 利益相反・競合行為の禁止

Ⅲ 会社資産の保護 P.07

1. 会社資産の保護
2. 秘密情報の適切な管理
3. 個人情報の適切な管理
4. 知的財産権の取扱い

Ⅳ 公正な事業活動 P.09

1. インサイダー取引の禁止
2. 不正競争の禁止
3. 独占禁止法の遵守
4. 公務員への不正支払等の禁止
5. 不適切な贈答・接待等の禁止
6. 輸出入関連法令の遵守
7. 取引契約の遵守
8. 反社会的勢力との関係の排除

Ⅴ 正確な記録・処理 P.12

1. 適切な会計処理
2. 内部統制体制の運用・維持
3. 適時の情報開示

Ⅵ 地球環境保全 P.13

ユシログループ環境基本方針

Ⅶ 社会貢献 P.14

社会貢献の推進及び尊重

Ⅷ 法令等の遵守 P.15

1. 国際ルール・現地法令等の遵守
2. 役員・幹部社員の責務

Ⅸ 通報・相談 P.16

Ⅰ　お客様の満足

関連する企業行動憲章　1

ユシログループは、お客様より信頼され、満足いただける高品質の製品とサービスを提供すると共に、安全かつ安心して使用いただける製品・サービスを提供します。

1. ユシログループの品質への取り組み

私たちユシログループは、お客様に対して常に高品質で価値ある製品とサービスを提供し、お客様の満足（CS） および信頼を獲得していくため、以下に掲げる品質方針に従い、かつ品質マネジメントシステムが常に有効に機能するよう継続的にその改善に取り組みます。

＜ユシログループ品質方針＞

品質至上に徹し、お客様の信頼と満足を得る品質を提供する。

2. 安全な製品の提供

製品の開発、製造、販売、輸送、使用等、すべての段階において安全性に十分配慮しなければなりません。万が一、お客様へ提供した製品の安全性に問題があると疑われる場合、直ちに事実関係を確認すると共に、問題があると認められた場合、直ちに、関係者間で原因究明を行い、その改善のために必要かつ適切な対応をとらなければなりません。

3. 製造物責任

万一、お客様へ提供した製品の欠陥により、お客様の従業員を含む第三者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合、またはそのような損害が発生する恐れが認められた場合、直ちに、損害の拡大を防止するための必要かつ適切な対応をとらなければなりません。

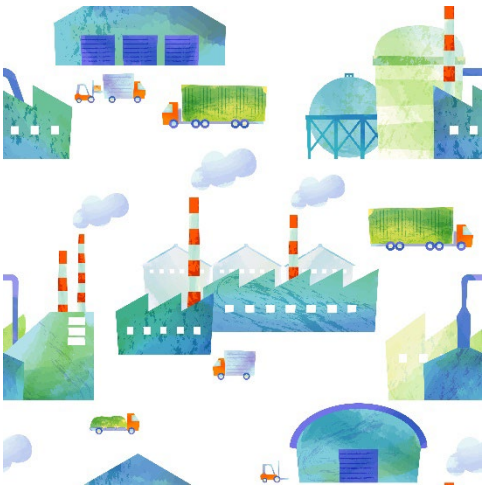

II　職場環境とルール

関連する企業行動憲章　２・４・８

ユシログループは、人権を尊重し、差別のない職場づくりを推進すると共に、ハラスメント撲滅および労働安全衛生関連法令を遵守し、従業員の権利を尊重します。また、ユシログループは、従業員個人の利益と引き換えに会社に損失を与える行為を禁じます。

1. 人権尊重および差別禁止

① ユシログループの従業員一人ひとりが多様な個性・価値観を持っていることを理解し、従業員一人ひとりの人権、人格を尊重しなければなりません。

② 他人の人権・人格を損う行為、差別的言動、誹謗・中傷・脅迫・粗暴行為等は厳に慎まなければなりません。

③ 人種、国籍、民族、宗教、信条、性別、出身、身体的又は精神的障害などを理由とする差別を行ってはなりません。

2. ハラスメントの禁止

職務上の地位・立場などを利用した、相手の意に反して、相手を不快または不安な状態に追い込むようなハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど）を行ってはなりません。

3. 労働安全衛生管理の徹底

関係各国・地域における労働条件および安全衛生に関する法令や基準などを遵守し、従業員にとって健康で安全な職場環境づくりに努めなければなりません。

4. 利益相反・競合行為の禁止

いかなる場合も、自己が所属するユシログループ会社の承認を得ないで、ユシログループの事業と競合する行為、個人的利得のために取引先へ便宜を図る行為、又は自己または第三者の利得を図る目的でユシログループに不利益を与える行為を行ってはなりません。

Ⅲ　会社資産の保護

関連する企業行動憲章　２・３

ユシログループは、個人情報、秘密情報および知的財産権などの会社の資産を適切に管理し、その漏洩・横領・窃取行為に対しては厳正に対処します。また、他者の知的財産権を尊重します。

1. 会社資産の保護

① 有形・無形を問わず、会社が保有する資産（設備、機器、車両、原料、製品、情報システム、備品類など）を大切に取り扱い、適切に維持・管理しなければなりません。資産が紛失したり、盗難や火災が発生したり、または不正使用がないよう、会社の資産を保護しなければなりません。

② 会社の資産は、会社の業務遂行のためにのみ使用し、私的な目的で使用してはなりません。

③ 会社の資産の紛失や盗難などに気付いたときは、直ちに上司に報告しなければなりません。

2. 秘密情報の適切な管理

① 会社の秘密情報は、会社の事業活動の基礎となる重要な資産ですので、最大限の注意をもって、その秘密の保持に努めなければなりません。

② 会社の秘密情報を、会社の業務を遂行する目的以外の目的で利用してはなりません。

③ 会社に無断で会社の秘密情報を第三者に開示してはなりません。

④ 会社を退職する際、会社の秘密情報を含む文書や情報記録媒体は、全て会社に返還しなければなりません。また、在職中に知り得た秘密情報は、退職後においてもその秘密を保持し、外部に漏らしたり、私的に利用したりしてはなりません。

⑤ 会社の秘密情報の取扱いは、「ユシログループ秘密情報管理規定」に従ってください。また、第三者から開示を受けた第三者の秘密情報の取扱いについても、適切に管理すると共に、この規定に従ってください。

秘密情報とは？

記録媒体や形式を問わず、電子化された情報または書類などの非電子化情報さらには社員の記憶にあるユシロおよびユシログループ会社の以下の情報をいいます。

1. 製品の設計、仕様、規格、CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号、成分または処方に関する情報および関連するノウハウ情報
2. 製品の企画、開発、製造、試験方法、生産管理、技術管理、施設･設備に関する情報および関連するノウハウ情報
3. 製品に関する各種データ(資料、写真、図面、実験メモ、報告書など)に関する情報
4. 出願前の知的財産に関する情報
5. 製品の原材料、副資材についての設計、仕様、規格、CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号、成分または処方、購入先および供給元、購入単価、購入数量その他購入条件に関する情報
6. 製品の原価、価格設定に関する情報
7. 第三者との共同開発、事業提携および合併･買収(M&A)などの経営に関する情報
8. 顧客情報(顧客名、取引条件、取引実績などの契約に関する情報、また顧客リストを含む)
9. 経営戦略、マーケティングに関する情報　など

※詳細は、「ユシログループ秘密情報取扱規定」をご確認ください。

3. 個人情報の適切な管理

会社が保有する個人情報を厳重に管理し、法令で認められる場合を除き、本人からの提供時に本人に通知した目的以外の目的でこれを使用したり、また本人の事前の承諾なく第三者へ開示･漏洩したりしてはなりません。ここでいう個人情報の厳重な管理とは、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることであり、当該個人情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該個人情報を消去するよう努めなければなりません。また、開示する第三者が「(日本にとって)外国にある第三者」の場合には、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」が必要になります。

4. 知的財産権の取扱い

① ユシログループの知的財産権(特許権、実用新案権、商標権、著作権及び営業秘密など)は、当社が市場において競争優位性を保つための貴重な財産であり、これら知的財産権を適切に取得･維持管理し、ユシログループの事業活動のために有効に利用しなければなりません。

② ユシログループの発明、考案及びノウハウは、ユシログループの重要な知的財産であり、適切に保護しなければなりません。第三者に対して開示する場合には、受領者との間で秘密保持契約を締結し、必要な場合は所定の研究部門などの内承認を得なければなりません。

③ 第三者が保有する知的財産権を侵害してはなりません。

Ⅳ 公正な事業活動

関連する企業行動憲章　2・3・7・8

ユシログループは、事業を行う各国・地域において適用される独占禁止法、競争法をはじめとする公正な取引に関する全ての法令・規則を遵守し、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。

1. インサイダー取引の禁止

株式会社ユシロ（ユシロ本社）は、東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しております。上場会社は厳格なルールが課されます。投資判断に影響を与える未公表の事実（重要事実）を知りながら、株式等の売買を行うことは、インサイダー取引といい、世界各国で禁止されています。インサイダー取引を行わないために、以下を守らなければなりません。

① 会社において知ったユシログループに関する未公表の重要情報（M&A、業務提携、財務情報、プロジェクト又は新商品などに関する情報など）を、家族や知人を含めた他の者に開示又は漏洩してはなりません。

② 上記①に定める情報を知った場合、その情報が正式に公表されるまで、株式会社ユシロの株式を売買してはなりません。

③ 職務を通じて他の会社の重要情報を知った場合も、その情報が正式に公表されるまで、当該他の会社の株式を売買してはなりません。

④ 上記②および③の場合において、重要情報が正式に公表されるまで、家族や知人などの第三者を通じて、株式会社ユシロまたは当該重要情報に関連する会社の株式の売買を行ってはなりませんし、家族や知人などに株式の売買を勧めたりしてもいけません。

2. 不正競争の禁止

① 窃盗、詐欺、脅迫その他不正な手段によって他人の営業秘密を取得したり、使用したり、第三者へ開示したりしてはなりません。また、不正に取得されたものと知ってまたは重大な過失によりその旨を知らないで、他人の営業秘密を取得・使用・開示してはなりません。

② 他人の表示（商号、商標、標章など）として広く認識されているものと同一・類似の表示を行い、他人の商品・営業と誤解させる行為を行ってはなりません。

③ 商品・役務又はそれらの広告等において、原産地、品質、製造方法、用途、数量等につき虚偽の表示または誤認させる表示をしてはなりません。

④ 競争会社の営業上の信用を害するために、その競業会社に係る虚偽の事実を告知・流布する行為をしてはなりません。

3. 独占禁止法の遵守

① カルテルの禁止

競合他社との間で、価格、数量、取引先、販売地域、販路、製品供給量、入札条件など競争に影響を与える取り決め(“カルテル”)を行ってはなりませんし、競争に影響を与える恐れのある情報交換もしてはなりません。カルテルへの参加を求められた場合、毅然とした態度で違法行為に加担しない旨を明示し、日時・相手方・会話の内容などを記録しておく必要があります。

② 優越的地位の濫用の禁止

取引先との優位な関係・立場を利用して、取引先に製品購入や不利益な条件を強要したり、取引先に自社のための金銭、役務その他経済上の利益を提供させたりするような、正常な商慣習に照らして、取引先に不当な不利益を与える行為をしてはなりません。

なお、独占禁止法などの競争法規に違反した場合、会社に巨額の制裁金が課されるだけでなく、それがたとえ会社のために行われた行為であったとしても、従業員個人に対しても重大な刑事罰(懲役刑・罰金等)が科されることがありますので、特に注意が必要です。また、日本の独占禁止法のみならず、外国の競争法の適用になる場合もあり、実際に、日本の会社の従業員個人が外国の刑務所に服役しているケースもあるため、法令遵守の厳しい姿勢が求められます。

4. 公務員への不正支払等の禁止

公務員やみなし公務員等（以下「公務員等」という。）に対し、金銭等の利益の供与や贈答・接待等を行ってはなりません。

※ 多くの国にて公務員等への贈収賄が法令で禁止されています。社会的儀礼の範囲内と思って行った贈答や接待などの行為が、贈収賄に該当してしまう場合もありますので、法令及び慣習等を十分確認し、慎重に対応してください。

5. 不適切な贈答・接待等の禁止

取引先や関係先等との間の贈答・接待等の授受に関しては、品位と節度を持ち、社会的常識の範囲内で行わなければなりません。

6. 輸出入関連法令の遵守

① 輸出入手続きを行うにあたっては、各国・地域が定める法令を遵守し、必要な許可申請等の手続きを行わなければなりません。
② 武器・兵器およびそれらの関連技術等は、輸出又は輸入してはなりません。
③ あらかじめ各国において必要な許可・承認を取得することなく、輸出禁制品の輸出または輸入禁制品の輸入を行ってはなりません。

7. 取引契約の遵守

① 他の会社との間で成立した契約の内容は、これを遵守しなければなりません。
② 契約は、書面で交わさなくても、口頭によって双方が合意することによっても成立しますので、注意が必要です。
③ 契約書は、成立した契約内容を後日証明する証拠となりますので、紛失や漏洩なきよう、その原本を厳重に保管しなければなりません。なお、当社または相手方の一方のみが義務を負担する形式の差入書（レター）も同様です。

8. 反社会的勢力との関係遮断

① 反社会的勢力との関係は一切遮断しなければなりません。
② 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力からの不当な要求に応じてはなりません。個人や一部署のみで対応せず、会社として毅然と対応しなければなりません。
③ 反社会的勢力に対して、何かを依頼したり、金銭の支払いや接待を行ったり、その影響力を利用するなどの行為を決して行ってはなりません。

V　正確な記録・処理

関連する企業行動憲章　3

ユシログループは、正確な財務報告を行うために、調達・生産・販売などの企業活動について正しく帳簿に記録し、各国の関係法令に基づき適切に処理を行います。

1. 適切な会計処理

① 各ユシログループ会社の会計記録は正確に記録されなければならず、これら記録の虚偽記載、改ざん等を絶対に行ってはなりません。

② 一般に公正・妥当と認められる会計処理の基準および関連法令等に従って適切に会計処理を行わなければなりません。

③ 適切に会計処理（社内申請および承認を含む）を行うために、ユシログループのルール（内部統制ルールを含む）を遵守しなければなりません。

2. 適切な内部統制体制の運用・維持

公正・透明な事業活動を行うために、所定の内部統制ルールがあるユシログループ会社は、これに従って事業活動を遂行しなければなりません。

3. 適切かつ適時の会社情報の開示

法令に基づいてユシログループの財務情報などの企業情報を適切かつ適時に外部へ開示・公表しなくてはなりません。また、これらの情報が適切かつ適時に外部へ開示・公表されるまで、これらの情報を会社の指示に従い“秘密”に取り扱わなければなりません。

Ⅵ　地球環境保全

関連する企業行動憲章　１・３・５

ユシログループは、地球環境保全に積極的に取り組みます。

ユシログループが持続的に発展を遂げるためには、より良い製品を開発しこれをお客様に提供するだけでなく、環境問題に真摯に取組むことも必要です。環境汚染を防止するためには、予防となる日常管理が大切です。また、大気汚染、水質汚濁物質を特定して削減したり、廃棄物を適切に処分したりする必要があります。私たちは、以下のユシログループ環境基本方針を遵守し、地球環境の保全に十分配慮した事業活動を行わなければなりません。

＜ユシログループ環境基本方針＞

私たちは、人と地球にやさしい技術を通して、
持続的発展可能な環境調和型社会の実現を目指し、
次世代に住みよい地球と豊かな社会を引継ぐように努めます。
（制定 1998 年 10 月 1 日）

Ⅶ 社会貢献

関連する企業行動憲章　6

ユシログループおよび従業員一人ひとりは、よき企業・市民として、社会貢献、地域活性活動を行い、より良い社会を築き支え、社会と共生します。

社会貢献の推進及び尊重

ユシログループは、地域社会の一員として、各国・地域において企業活動を行っていることを忘れてはなりません。ユシログループは、地域社会の活性化および発展に貢献する活動に積極的に取り組むと共に、一人ひとりの従業員がよき市民として積極的に社会に関わり、ボランティア活動を行うことを尊重します。

Ⅷ 法令等の遵守

関連する企業行動憲章 2・3・4・7・8・9

ユシログループおよび従業員一人ひとりは、事業活動に関連する国際ルールや各国・地域の法令等を遵守します。

1. 国際ルール・現地法令等の遵守

① 事業に関連する国際ルールを遵守しなければなりません。

② 自己が所属する国や地域によって定められた法律、制度に違反する行為を行ってはなりません。会社内だけでなく、私生活においても同様です。

③ ユシログループの従業員一人ひとりは、違法行為を行わないよう、自己の職務遂行に関係する、国際ルール、各国・地域の法令やガイドラインなどの内容をよく理解し、これらを遵守した上で、 会社の事業活動を行わなければなりません。

④ 業務出張や出向などの理由で他国において業務を行う場合、事前に当該国や地域の法令、制度、文化および習慣について必要な知識を持ち、これらに反する行為を行わないよう留意しなければなりません。

⑤ 本ガイドラインは最低限の指針を定めたものですので、これだけ遵守していればよいものではありません。本ガイドラインに記載のない事項であっても、各国・地域で法令等により規制されている場合は、これに従ってください。また、各国・地域の法令等が本ガイドラインに抵触する内容があった場合には、その法令等に従ってください。本ガイドラインよりも厳しく定めていれば、その法令等に従ってください。

2. 役員・幹部社員の責務

ユシログループの役員および幹部社員は、本ガイドラインの実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内において徹底しなければなりません。

万一、本ガイドラインを含め法令または社内規定に反するような事態が発生したときはすみやかに原因を究明し、さらに再発の防止を徹底しなければなりません。

IX　通報・相談

法令、行政の通達等または本ガイドライン等に違反する不正行為が生じ、または生じる恐れがある場合、まずは、上司またはユシログループの関係部門にご相談ください。何らかの理由で上司等に相談できない場合や通常の業務の中で改善できない場合は、ユシログループが別途定める内部通報窓口へ通報またはご相談ください。

なお、通報者および相談者のプライバシーは保護されます。また、虚偽通報や他人の誹謗中傷など不正な目的の通報・相談の場合を除き、通報・相談者が、通報・相談を行ったことを理由として不利益を受けることはありません。また、ユシログループは、通報・相談を妨害する行為、通報・相談者が通報・相談したことを理由として報復行為を行うこと、さらに通報・相談された内容に関する調査を妨害する行為を許しません。

Yushiro